

長岡京市商工会プレミアム付ガラシャ商品券（電子版） 利用規約

第1条（目的）

長岡京市商工会プレミアム付ガラシャ商品券（電子版）利用規約（以下「本規約」という。）は、長岡京市商工会（以下「商工会」という。）が発行する、長岡京市商工会プレミアム付ガラシャ商品券（電子版）（以下「電子商品券」という。）の利用にあたって適用される利用条件について定めるものとする。電子商品券を利用される際は、本規約の内容を十分に理解し、本規約に同意したうえで利用するものとする。

第2条（定義）

（1）「取扱い店」とは、別途定める「長岡京市商工会プレミアム付ガラシャ商品券（電子版）取扱い店募集要領」に定める条件を満たした市内に事業所のある個人事業者及び法人事業者をいう。

（2）「利用者」とは、本規約に同意し、申込を行ったうえで、電子商品券を購入し、利用する者をいう。

（3）「電子商品券」とは、商工会が定める規約等の条件に従い、利用者に対し発行する、取扱い店との取引代金の決済に利用することができる前払式決済手段で、電磁的方法により記録される商品券をいう。

第3条（電子商品券の購入）

（1）利用者は、商工会が定める購入申込期間内において、電子商品券の発行を申込みことができる。ただし、利用者は購入申込みの際、所定のアプリ内で必要な情報を入力し会員登録しなければならない。

（2）申込後、購入する権利を得た者は、商工会が定める購入期間内に、電子商品券を購入するものとする。

（3）前二項の購入期間内に、電子商品券の購入をしなかった利用者は、購入の権利を放棄したとみなし、購入期間終了後に購入権利を行使することはできず、商工会は当該権利に基づくいかなる請求も受け付けない。

（4）電子商品券の購入はクレジットカードまたは、コンビニエンスストアでの商工会の指定する方法のみとする。購入者とクレジットカードの名義が異なる場合は、双方の合意を得たうえで決済をするものとし、決済後に利用者等に不利益が生じた場合であっても、商工会は損失を補償する責任を負わない。

（5）購入された電子商品券は、ユーザーアカウントに残高として記録されて発行されるものとする。

（6）電子商品券の購入には、インターネットに接続する必要がある、利用者の費用と責任において、本サービスを利用するために必要となる通信回線・機器その他一切の手段を用意するものとする。

（7）利用者は所定のアプリで登録したパスワード等を厳格に管理し、第三者にこれを利用

させてはならず、かつ、その盗用その他の不正使用を防止する措置を自らの責任において行うものとする。

(8) 利用者が未成年者の場合、法定代理人の同意を得たうえで、電子商品券を購入し、利用するものとする。

第4条（電子商品券の申込および購入制限等）

(1) 電子商品券の購入は一人につき上限5万円とする。

(2) 電子商品券の購入申込は、原則として、1人につき1回（一アカウント）とする。ただし、追加募集の際には、この限りではない。追加募集の際の購入申込については、別途定める条件に従うものとする。

第5条（払戻し）

商工会は、電子商品券の払戻しや換金には応じないものとする。

第6条（譲渡等）

電子商品券は、第三者に対し、譲渡、売買することはできない。

第7条（商品券の利用）

(1) 利用者は、取扱い店店頭掲示の店舗識別QRコードを自らのスマートフォン等で読み取り、取扱い店確認のもと取扱い店が提供する財またはサービスの価格（含む消費税相当額、以下「電子商品券取引相当金額」という）に相当する電子商品券の金額を入力することで、利用者の保有する電子商品券の残高から当該電子商品券の金額を減じる方法で、電子商品券を取扱い店との間の電子商品券使用取引の決済に利用できるものとする。提示する電子商品券の未使用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受け取ることはできない。ただし、一部の取扱い店では、不足額を現金または取扱い店の指定する方法により支払うことにより商品やサービスを受け取ることができるものとする。

(2) 利用に当たり1回の利用限度額は57,500円（5口分）とする。

(3) 商工会は、利用者と取扱い店との間の取引について、当事者、代理人、仲立人等にはならず、その成立、有効性、履行等に関していかなる法的責任も負わないものとする。万一、電子商品券を利用された後に債務不履行、返品、瑕疵その他の問題が生じた場合であっても、商工会は電子商品券の返還等を行う義務を負わず、利用者と取扱い店の間で解決するものとする。

(4) 電子商品券は、以下のような場合には使用できないものとする。

- ①電子商品券を単に現金化すること及びこれに類する行為
- ②換金性の高いもの（ビール券、図書券、切手、印紙等）や定価制（たばこ等）商品の購入
- ③国や地方公共団体への支払い、公共料金の支払い
- ④事業資金（業者間取引）としての支払い

- ⑤電子商品券を担保に供し、または質入れすること
- ⑥利用期間外に行われる取引に係るもの（期限外の売上及び商品・サービスの引換券等代金を前払いするもの）の支払い
- ⑦その他、取扱い店が特に指定するもの

第8条（個人情報の取扱い）

1. 商工会は、電子商品券サービスの不正利用の調査・犯罪捜査に必要な場合、必要に応じ、クレジットカード会社、金融機関および商工会が提携する決済代行会社または取扱い店に対して、利用者の登録情報、取引履歴情報、その他の必要な情報を開示することができ、利用者はあらかじめこれに同意するものとする。
2. 商工会がユーザーから取得した情報の取扱いは別途定めるプライバシーポリシーに従う。
3. 商工会は、ユーザー情報について個人を特定しない形式での統計データとして収集し、取扱い店舗と統計データを共有することができ、ユーザーはあらかじめこれに同意するものとする。

第9条（利用期間）

電子商品券の利用期間は、令和7年4月25日（午前10時）から令和7年6月30日（午後24時）とし、利用期間の終了をもって未使用残高は失効する。なお、利用期間の終了は、商工会 Web サイト等で事前予告のうえ変更する場合がある。

第10条（反社会的勢力の排除）

利用者は、次の各号のいずれか一つにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを表明し、保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」）であること。
- (2) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (4) 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、暴力団員等を利用してしていると認められる関係を有すること。
- (5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
- (6) 自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

第11条（利用者の禁止行為）

利用者は、次に定める行為を行ってはならないものとする。

- (1) アプリ上に表示される利用画面のキャプチャ並びに QR コードを複製し、決済を行おうとする行為。
- (2) 違法又は公序良俗に反する目的で電子商品券の発行を受け、取扱い店で利用する行為。
- (3) 電子商品券購入申込時に、商工会に対し虚偽又は事実と反する情報を届け出る行為。
- (4) その他本規約に反すること。

第 12 条 (サービスの利用停止または中止)

1. 商工会は次の各号に掲げる事由があると判断した場合には、利用者に対し事前に通知することなく、電子商品券の発行および取引の全部もしくは一部を停止又は中止することができるものとする。この場合、利用者は電子商品券の一部または全部を利用することはできない。

- (1) 発行者の責によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害等やむを得ない事由によりシステムを利用することができない場合。
- (2) システムの保守・点検等により、システムを停止する必要がある場合。
- (3) 利用者が本規約に違反し、または違反するおそれがある場合。
- (4) 利用者が電子商品券を違法もしくは不正に入手、利用した場合、またはそのおそれがある場合。
- (5) 電子商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格であると認められる場合

2. 発行者および取扱い店は、本条に基づき実施した措置に基づき、利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。

第 13 条 (連絡、通知)

本規約の変更に関する通知その他商工会から利用者に対する連絡または通知は、商工会 Web サイト上への掲載、アプリ内での通知その他商工会で定める方法で行うものとする。

第 14 条 (免責)

(1) 電子商品券を不正に利用する行為(発行者または取扱い店が不適切と判断する行為)を利用者が行った場合又はその恐れがあると商工会が認めた場合、商工会または取扱い店は、利用者による電子商品券の利用を認めない場合がある。また、ユーザーアカウント情報の紛失、その他の理由により第三者に利用されるなどして電子商品券を失った場合においても、商工会は一切の責任を負わないものとする。

(2) 利用者は、本規約に違反したことにより商工会または取扱い店に損害が生じたときは、当該損害額について一切の責任を負うものとする。

(3) 商工会は、本条に基づき実施した措置に基づき利用者に損害が生じた場合でも、一切の責任を負わないものとする。